船舶インシデント調査報告書

令和７年１１月１９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和７年３月９日　０７時０５分頃
発生場所	富山県伏木（ふしき）富山港外港 　伏木外港北防波堤東灯台から真方位００４°　１．１海里（Ｍ）付近 　（概位　北緯３６°４９．２′　東経１３７°０４．６′）
インシデントの概要	プレジャーボート陸羽澪（りくはみお）丸は、漂泊中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和７年４月１６日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 プレジャーボート　陸羽澪丸、重量２８㎏ 　２４４－２４８９１石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　２、視界　良好 海象：波高　約０．３ｍ、潮汐　上げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者１人を乗せ、釣りの目的で富山県高岡市の砂浜から出発した。 　船長及び同乗者は、砂浜から北東方１．５Ｍ付近の釣り場で船外機をアイドリングの状態として流し釣りを行っていたところ、船外機が停止した。 　船長は、燃料油タンクの燃料が無くなっていることを認めた。 　同乗者は、本インシデントの発生を１１８番通報した。 　船長及び同乗者は、来援した巡視艇に移乗し、本船は、海上保安官によって同巡視艇に引き上げられて伏木富山港国分区の岸壁に着いた。 　船長は、船体が揺れると燃料計の指針が振れて燃料油の正確な残量が分からないので、ふだん出航前に燃料油タンクを持ち上げ、その重さから当日予定している釣り場との往復が可能であるかを自身の感覚をもって判断していた。 　船長は、本インシデント当日、出航前に燃料油タンクを持ち上げ、その重さから釣り場との往復に必要な量の燃料油が入っていると推測していた。 　船長は、約９か月前に本船を購入し、月に約２～３回釣りに出掛けていた。
分析	船長は、燃料油タンクの重さから燃料油の残量を推測し、予定して

	いた釣り場との往復が可能であると思い、航行に必要な量の燃料油が搭載されていることを確認しなかったことから、本船が、釣り場においてアイドリング状態で漂泊中、燃料油タンクが空になって船外機が停止して運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 　船長は、船体が揺れると燃料計の指針が振れて燃料油の正確な残量が分からないことから、出航前に燃料油タンクを持ち上げ、その重さから燃料油の残量を推測していたものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、釣り場との往復に必要な量の燃料油が搭載されていることを確認しなかったため、本船が漂泊中に燃料油タンクが空になり、船外機が停止して運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、出航前に航行に必要な量の燃料油が搭載されていることを確認すること。